

横浜市環境影響評価審査会運営要領

制 定 平成23年 7 月 26 日

最近改正 令和 6 年 3 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 横浜市環境影響評価条例施行規則(平成23年 6 月横浜市規則第67号。以下「施行規則」という)第57条の規定に基づき、横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

(部会)

第 2 条 施行規則第55条の規定に基づき設置された部会(以下「部会」という。)において選出された部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2 部会で調査審議した事項は、部会長が審査会に報告するものとする。

(研究会)

第 3 条 審査会において調査審議する事項を研究するために、会長は必要に応じ、研究会を置くことができる。

2 研究会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(会議の公開)

第 4 条 審査会及び部会、並びに研究会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。)第31条及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱(平成12年 7 月 1 日市市情第44号)、並びに横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱(平成24年 3 月14日総し第311号)の規定に基づき、原則として公開する。ただし、情報公開条例第31条但し書に規定する事項に該当する場合は、会長は一部又は全部の非公開を決定することができる。この場合において、会長が必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(ウェブ会議の方法による出席)

第 4 条の 2 会長が必要と認めるときは、会長を含む委員又は事業者その他関係者(横浜市環境影響評価条例第55条に規定する者をいう。)は審査会の会議にウェブ会議の方法(専用アプリケーション又はインターネットを利用して、相互に映像(デスクトップに表示された資料映像を含む)や音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。)を利用して出席することができる。

2 ウェブ会議の方法による審査会の会議への出席は、施行規則第54条第 2 項及び第 3 項に規定する出席に含めるものとする。なお、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が他の出席者に伝わり、出席者間での意思疎通を十分に行うことができるときも同様とする。

- 3 ウェブ会議の方法による審査会の会議への出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。なお、前条但し書きの規定により審査会が非公開で行われる場合は、会議の出席が認められている者以外に視聴させてはならない。

(傍聴手続)

第5条 傍聴者の定員は、審査会が定める。

- 2 傍聴を希望する者は審査会開催当日に所定の場所、時間に集合することとし、定員を超えている場合は傍聴者を抽選で決定する。

(秩序維持)

第6条 前条により決定した傍聴者であっても、酒気を帯びていると認められる者、審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者は、傍聴席に入ることができない。

- 2 傍聴者は審議会場において、審査会の秩序を乱し、又は妨害となるような発言及び行為を行ってはならない。
- 3 傍聴者は審議会場において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者はこの限りでない。
- 4 傍聴者が前3項の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(関係行政機関等の傍聴)

第6条の2 関係行政機関並びに報道機関については、傍聴者の定員の外とし、会長の指示に従い傍聴できるものとする。

(除斥等)

第7条 委員は、自己又は自己と密接な関係のあるものに直接利害関係を有する事項を審議する場合は、その審議に加わることはできない。ただし、審査会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

- 2 委員は、利害関係者等からの質問、要請に対しては、個々に対応しないものとする。

(会議録)

第8条 審査会は、会議録を作成するときは、議事内容のほかに、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 日時・開催場所
 - (2) 出席委員及び欠席委員
 - (3) 開催形態（公開、一部非公開等）
 - (4) 決定事項
 - (5) 資料・特記事項
 - (6) その他審査会が必要と認める事項
- 2 前項の場合において、会議録は、審査会での確認を経た後、会長の決裁を受けるものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の場合又は審査会が1か月以上開催されない場合においては、各委員への確認を経た後、会長の決裁を受けることがで

きる。

(審査会の庶務)

第9条 審査会の事務局は横浜市みどり環境局環境影響評価課が担い、これにおいて庶務を処理する。

(審査会への提出資料)

第10条 横浜市の積極的な情報の公表と提供に関する要綱(平成15年3月28日都経都第3号)第4条第4号に掲げる「附属機関への提出資料」は、事務局資料及び事業者その他関係者資料(横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手續に係る実施要領第7条の資料及び電子データ等を除く。)とする。

(部会等への準用)

第11条 この要領(第2条から第4条までを除く。)は、部会の場合について準用する。
この場合において、「審査会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
2 この要領(第2条から第4条までを除く。)は、研究会の場合について準用する。
この場合において、「審査会」とあるのは「研究会」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年3月4日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年3月14日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年3月30日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。